



空き家の

これからを考える

桑名市の空き家状況

市では、これまで空き家に関する約2,400件の通報・相談を受けており、その全てについて調査を行っています。現在市内には約1,600件の空き家があることを把握しており、このうち、管理不全な空き家については、所有者または管理者へ指導・助言を行い、改善が見られない場合には勧告を行っています。

空き家は、利用しなければ将来的に老朽化し、倒壊、外壁の落下、火災発生のおそれ、不法侵入、不法投棄、景観の悪化を起こし、周辺へ悪影響を与えることが想定されます。所有者や管理者は、適切に管理していただくようお願いいたします。なお、今年夏ごろ、空き家の調査をお願いする予定ですのでご理解・ご協力をお願いします。

その他関連支援制度

木造住宅耐震補強等事業費補助金

申請受付開始 5月15日(水)

【対象】

昭和56年5月以前に建築工事に着手した木造住宅

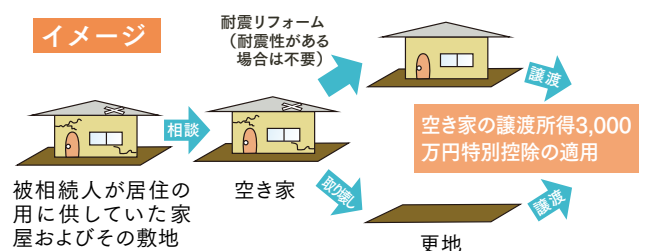
- ① 無料耐震診断
市で無料耐震診断を実施します。
- ② 耐震補強計画
補強設計費の一部を補助します。(上限8万円)
- ③ 耐震補強工事
補強工事に関する工事費の一部を補助します。(上限110万円)
また、併せて行うリフォーム費用の一部も補助します。(上限20万円)
- ④ 除却工事
耐震性の無い住宅の除却費用の一部を補助します。(上限30万円)

税制優遇措置が受けられます

空き家の譲渡所得にかかる特別控除

(期限:2023年12月31日)

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)または取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円の特別控除が受けられます。



空き家を活用しませんか

全国では、売却、賃貸する他にリフォーム、リノベーションをしてさまざまな活用をしている事例があります。空き家を放置せず、積極的に利用してみませんか。

活用事例 住宅、カフェ経営、地域の集会所、介護ビジネス、シェアハウス、民泊、保育関連施設など

利用を希望する人へ情報提供しませんか

市では空き家・空き地の賃貸・売却を希望する人と利用を希望する人をマッチングするため、空き家バンク制度を昨年9月から開始しています。「空き家バンク」とは、物件情報を市が契約している2事業者（国採択事業者）のホームページへ掲載することで、空き家の利用を希望する市内外の人へ広く周知するものです。物件の登録申し込みは、建築開発課窓口でご相談ください。

市が物件掲載しているホームページ

① アットホーム株式会社

<https://kuwana-c24205.akiya-athome.jp/>



特徴 市のPR情報が多く掲載されています。

② 株式会社LIFULL

<https://www.homes.co.jp/akiyabank/mie/kuwana/>



特徴 地盤・防災関連マップを確認できます。

こんなとき どうしたらいいの？困ったら空き家の専門家相談窓口へ！

空き家を売買、賃貸したい。	(公社) 三重県宅地建物取引業協会	☎ 49 - 3301
空き家の相続手続きをしたい。	三重県司法書士会	☎ 059 - 273 - 6300
空き家にかかる紛争を解決したい。	三重弁護士会	☎ 059 - 228 - 2232
空き家の所有者を特定したい。	三重県行政書士会	☎ 059 - 226 - 3137
空き家を建替え、リフォームしたい。	(一社) 三重県建築士事務所協会	☎ 059 - 226 - 3137
	(一社) 三重県建築士会	☎ 059 - 226 - 0109
隣地との境界をはっきりしたい。	三重県土地家屋調査士会	☎ 059 - 227 - 3616
成年後見制度を利用したい。	(一社) 三重県社会福祉士会	☎ 059 - 253 - 6009
空き家を解体・修繕したい。	(一社) 三重県建設業協会	☎ 059 - 224 - 4116
空き家の管理をして欲しい。	(公社) 桑名市シルバー人材センター	☎ 22 - 0468

問 空き家の通報、その他関連支援制度については、建築開発課（☎ 24-1295 FAX 24-3287）へ。